

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記長以下との事務折衝

## 令和4年4月13日（水曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

今般、新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防救済従事者手当について、当該手当の支給対象となる業務が阿武山学園で新たに発生したためご説明させていただく。

なお、今般発生した業務については、規定の改正は不要となっている。

経過としては、児童が新型コロナウイルス感染症の陽性であることが判明し、職員が陽性児童及び濃厚接触者、陽性児童と同じ寮で生活していた児童の対応に当たる事案が発生した。

陽性児童について、保健所の判断は自宅療養となったが、入所児童は家庭を離れ、学園で生活しており、家庭に戻すことはできないため、学校で看護する必要がある、濃厚接触者である児童も同様に学園で対応する必要がある。

業務といたしましては、食事の配膳、お風呂の準備、トイレ、風呂などの掃除、ゴミ捨て、洗濯、検温や薬等の体調管理観察、消毒作業、勉強などとなっている。入所している児童に幼児や学童がないため、基本的には児童の体に直接触れるような想定はされていないが、児童の容態が急激に悪化し、検温や脈拍チェックなどを行う必要が生じた場合は、児童の体に直接触れる可能性はあるが、現時点では、児童の体に直接触れるケースは発生していない。

感染対策としては、陽性児童への対応はビニールカーテンをそれぞれの部屋の出入口に垂らして、カーテン越しに対応しており、食事や着替えを児童室に運ぶときや児童室からゴミを持ち出すときにはマスク、防護服、手袋を着用して対応している。濃厚接触者と認定された児童の対応は、同様に濃厚接触者と認定された職員、寮長寮母、フリーの担当職員、いずれも児童自立支援専門員もしくは児童生活支援員の方が行っている。全員が濃厚接触者のため、職員、児童ともマスクを着用し、児童はできるだけ児童室での生活を送り、職員は事務室兼面接室で児童の対応を行うこととしている。

対象職種としては、児童自立支援専門員、児童生活支援員、看護師、事務職員が対象となっており、技能職員については当該特勤の対象となる業務を行うことはない。

特殊勤務手当の支給については、一時保護施設内で児童に接して行う業務と同等の業務内容であるため、同様の手当額である勤務1回につき3000円、児童の体に接触して行う作業である場合は4000円とする。なお、既に業務が発生しており、遡及して支給を行う。

説明は以上となる。

（組合）

はい。1月に発生したので、阿武山を追加されるということだが、この事例においてだけか。

（市）

事例は2件あり、1月に1件と2月に1件、どちらも陽性者は1名ずつとなっている。

（組合）

全員が濃厚接触者か。

（市）

そうである。

(組合)

全員か。

(市)

一つの寮で生活しており、そこに寮長寮母がいて、そこに児童が複数人生活しているが、その中で1人陽性者が出た場合、児童は相部屋ですし、食事をするところが、食堂で1ヶ所で食べているという形になるので、全員が濃厚接触者認定になる。なので、お世話をする寮長寮母も濃厚接触者であるし、児童たちも全員濃厚接触者という形になる。

(組合)

その全員というのは、そこに寝泊まりしている方だけの話。

(市)

そうである。その寮で対応した方が濃厚接触者のお世話もするという形になっているので、判明したときにはすでにその職員も濃厚接触者になっている。

(組合)

そこで通勤の方とかも含まれていないか。

(市)

フリーの担当の方というのが、外から通勤されている方かどうかは確認がとれてはいるが、一応そこでお世話をする方については、全員その時点では濃厚接触者認定されている方というので聞いている。

(組合)

外部から通勤している人は濃厚接触者になっていないということで良いか。

(市)

そこは一度こども局に確認してみないとわからない。

もしかしたら、外から来ている人であっても、一緒に食事とかをしている場合であれば、濃厚接触者認定されることもありうると思うので、そこは確認する。

(組合)

なるのではないか。生活しているからという理由ではなくて、一緒に食事したりしているから。

していたらなると思うけど、その人がしているかどうかがちょっとまだわからない話やろうから。

(市)

全員と聞いているので、そこで濃厚接触者になった児童をお世話する寮長と寮母と、その寮を担当しているフリーの担当の児童自立支援員の方っていうのは全員が濃厚接触者と聞いているので、

濃厚接触にあたるようなこと、さっき言っていた食事とかを一緒にしているのではないかなと推測はされる。

(組合)

そうしたら、通勤されている方は自宅待機か。そこで生活されているから一緒にいるだけであって、通勤の方はおそらく自宅待機になるのではないか。

(市)

そうですね。

寮長寮母はその寮と一緒に住んでいて、そのままそこに生活してそこでお世話をするような形になるが、もう1人フリーの方は、どういう対応になっているか一度確認する。

(組合)

通いはできないわけで、濃厚接触者なのだから外に出られないわけだから、通えないとなると、寮に住んでという話には多分ならないだろうから、基本的には絶対自宅待機でないとそれは生活できないはず。

(市)

その辺も含めて確認する。

(組合)

そう。

特勤手当の関係は市労連ですが、陽性の方が発生したということで、こども局と、当該の支部と何かやりとりした経過は聞いているか。特にまだ、何もしていないか。

(市)

概要についてはその支部の方にも話をしてあるというふうに聞いている。なので、全く話が入っていないということではない。

(組合)

出たっというだけの話がいったのではないかと多分。

あと、対象職種だが、その阿武山で働いている方すべてが対象職種にはならないか。

(市)

ではない。その陽性になった子のお世話をするというのは、その人たちというのはあらかじめ決めていて、同じ事務の方でも、持っている業務によってはお世話をしない方たちっていうのもいるので。もともと、支援とかを担当している方たち、児童自立支援員の方たちを中心に対応するというふうになっている。

(組合)

特勤手当なので、全然この仕事に関わっていない人に払う必要はないということはわかっている。も

し仕事に関わった時に、払う対象として、職種というのはそこで働いている方全部が含まれるのか。

(市)

業務をすればもちろんその対象にはなるとは思うが、それをさせるかどうかというのはきっちり精査をされて今のこの人達というふうにはなっている。

(組合)

例えば、技能職員が当該特勤の対象となる業務を行うことはないということかと思うが、行った場合は対象となるという理解をしておいていいか。

(市)

行った場合は、同じ業務をするので、あればなるのかなと思うが。

(組合)

なるのか。

(市)

させないと聞いているので。

(組合)

させないという原則であるかなと思う。ただ、知ってはるかどうかの話もあるが、この2年間長い間の中で、当該の本来、その携わるべき職場の人がいなかった場合は、また全然違うところの職場の人が応援に行ったりとか、緊急対応とかしてる例はやっぱりある。現場では聞いている。上の方まで報告が上がっているかどうかはわからないが。当然、全然関係のない人にこれをやってというのはまた全然違うおかしな話だと思うが、僕が聞きたいのは、もし緊急的な対応があった場合に何らかのお手伝いをしてもらわなあかんことになったとか、した場合はどうなるのですかっていうこと。

(市)

規定上は現段階では出せる状態にはなっていないので、もしそれが発生したときには、所属と協議して、どういう業務を行ったか、本当に特勤の対象になる業務なのかというのを精査して、出さないといけないのであれば、規定の改正なりをして出しに行くというような形になるかなと。

(組合)

今現在の規定では出せないということになっているのか。

(市)

技能職員にはだせない。

(組合)

今の規定のままでは出せないか。

(市)

そうである。

技能労務職の方の規定は出せない。そうでない一般職員の分は出せる規定にはなっているが、技能職員の方の規定では出せる規定にはなっていない。業務に従事しないと聞いているので、規定上措置もしていない状態。

(組合)

もう絶対その業務はさせないという前提に立つていいか。

(市)

そうである。というふうに確認はしている。

(組合)

突発であれば、現行はさせない。ただ、書記長がおっしゃったように、1日の業務中で、人が足りないところもあれば、急に突発事故が発生したというのもあるので、そこが発生して何かしら従事するのであれば、おっしゃったように規定を改正して支給対象になるという認識でよいか。

(市)

その言っている突発事故っていうのがどういうあれかにもよるが。

(組合)

給食調理員の方が、今までであれば、食事入ったものを支援員さんに預けて、そこから先は対象者、濃厚接触者になる。

(市)

そう。直接支援を行っている方が、もうそこで持ち運びということになるので、調理までしかしませんという整理になっていて、なので、携わることはありませんというような。

(組合)

ただ、そこでどうしても日々の業務で、人が足らんから今日だけちょっと持ってきてくれとは、させへんとはわかるが、もしかして発生する可能性もなきにしもあらずというところあるので。

(市)

そこは、どういう業務に従事されたであるとか、その辺の整理とかもいるので、今それが起こったから絶対出せますよっていうのは今ちょっと現時点ではちょっと言うのは難しいのかなと思っている。一応、今の時点の整理としては、こういう特殊勤務手当の対象になるという業務については、従事はさせませんと整理されてはいるので。

(組合)

支給対象となる業務をすれば出るっていうふうに言いきってもらっても別にいいと思うのだが。もちろん、支給対象になる業務をすればでるのだから、想定して今の時点で規定は変えられないけれ

ども、もちろんこの規定に出ているような業務をすれば出るのだから、想定してまでする必要は確かにおっしゃるようにならないと思うが、万が一そういうことがあった場合は、その業務もするのだから、それは出て当然だと思うので、それは別に言い切ってもらっても全然多分問題はないと思うが。

逆にいうと、その業務をしたのに出さないことが考えられるのかということになるので、やるやらないはもちろんタラレバになるのでわかる話だが、もちろん、この手当の対象となる業務に従事すれば出るというのは間違いないと思うので、それを出さないことになると今度それが問題になるので、もちろんやらない前提なので、何でやらせたのかという話になるかもしれないが、ただ、やったからには出さないと、他の同じ業務もされている方と公平性が保てなくなるので、それは多分、言い切ってもらっても問題はないのではないかなと思うし、現場なので、先ほどから言っているが、想定外のことが起こりうると思うので、そこはこちらがそういう業務が起これば、起こったという話をさせていただき、仮にそういうことが起こったら報告をすぐしてよということで現場に下ろしておいていただければいいかなというふうに思う。やっぱりいる人でどうにかしないといけないという状況ってきっと出てくると思うから。

(市)

現場の方には、こういうのが出てきたときには一報入れてもらって。

(組合)

そう。きちんと報告してねっていうことで言ってもらったらそれでいいかなと思う。一応はやらせないという前提だが、万が一でたらすぐ言ってねっていうことで言ってもらったらそれでいいかなと思う。ちょっと気になるのが、通勤で来ている人が濃厚接触になったら家で待機させるのだと思うが、どのぐらいの割合で通勤されている方と、そこで寝泊まりされている方がいるかわからないのだが、その辺はわかるか。それもわからないか。

(市)

そこまではちょっと。

(組合)

通勤されている方がどれくらいか。だって全員濃厚接触になったら全員来られなくなるじゃないか。それで回るのかなというのがまず一つ疑問があって、その全員濃厚接触者というのが引っかかっている。ならないのではないか。

総務局の方の理解は、そこの寝泊りしている人全員やというふうな感覚か。

違う、寝泊りしている人ではない。

(市)

その寮を担当している、なので、その寮長寮母と、その寮長寮母以外の児童自立支援員の方というのは担当寮が決まっていて、その方は濃厚接触になるイメージなので、職員全員がなるという感じではない。

(組合)

その寮担当がということか。

(市)

そう。

(組合)

そこに通いの人がどれぐらい、担当者がどれぐらいおって。

(市)

そのうち通いの人がいて、どの人が通いなのかっていうのはちょっと、寮長寮母がここに住んでいるっていうのはわかっているのだが。

(組合)

規模がわかっていないが、その1寮にどれぐらいの方がおられるのか。児童の方含めて。

(市)

最大12人入れる寮が7ヶ所園内にある。

(組合)

その担当それぞれに寮母がいて、そこに、フリーと言ってた人、担当の方何人かがおられる。だから、この担当の方がこられなくなっても、多少他の寮のところでヘルプに出せるような感じなのか。でもそうなる、その人がまた濃厚接触になってくるとということか。陽性と判明して対策をしていなければならないのかな。でも寮母とかは濃厚接触なのでは。何かややこしい。まあいいか。

気になるのは何かというと、この濃厚接触者になって自宅待機の人に働かせているというのがちょっと気になる。本来、その方はそこに住んでいるからいいものの。広まれへんということなのか。僕のイメージは、働いているというよりも一つの家庭みたいに思っている。

広がらないという理解なのかそれ以上。

子供が感染したら親が面倒みなあかんと、その延長みたいなイメージを持っている。

(市)

一つの家庭といえば家庭。寮長寮母がご両親で、疑似家庭みたいな形には正直なっている。

(組合)

仕事といえば仕事やろうけど。

そこでしている分には広がらないという理解をしてということでもいいか。

(市)

そう。

(組合)

一棟ごとに建っていたはず。

そうしたら、やはりそこにヘルプに行くのはおかしい。そうなってくると。

(市)

ヘルプというか、そこにいる職員は全員濃厚接触者の方が入ると聞いているので、外から濃厚接触でもない方がヘルプに行くという感じではない。

(組合)

そうしたら、やはり通いで来ている人たちは行っているのではなないか。大丈夫か。ちゃんと自宅待機しているのか担当の人たちは。だって、完全に通いの人達も来られなくなるはずなので自宅待機になれば。じゃあ、残ったいわゆる住んでいる、寝泊まりをされている方だけで、全部しないといけなくなると思う。そこがちょっと、数の規模がよくわからないので、1人2人ならどうなのかわからないが。

通いの人も、担当の人も濃厚接触者になるから、そうになったらその人たちは自宅待機になるはずなので電車に乗って職場に来てはいけないはず。車で行っても知らんけど、来させたらいけないはず。

(市)

その通いの人、フリーの担当職員さんがどういう形態で来て、どうしてるかというのが今不明なところになっているので、その確認はさせてもらう。

(組合)

はい。だいぶ特殊な職場だと思うので。

それはまた明日ぐらいに。

いいですゆっくりで。実際にちゃんとしてはると思うので。

多分してはると思います。その人はもう出勤停止、普通は出勤しないのか自宅から。

別にそんな急ぐ必要はないです気になった程度なので。

今回特勤とはまた別の話なので、また教えていただければ。

(市)

わかった。また、こども青少年局の方に確認して連絡する。

(組合)

はい。そうしたら、さっきの技能職員等のところは、基本はさせない。した場合は、ちょっとまた協議とかして、もしやったら。

(市)

はい。もし出てしまったら。

(組合)

ちなみに、その職種はどこで規定されているか。

これ自体は要綱か何かか。



(市)

規則。コロナの規則。

(組合)

その中に入っていて、その下、同じ並列で職種まで限定しているのか規則の中で。

(市)

また単労は別の規則があって、もともとあった単労の規則の中の附則でコロナのことを書きにいていて。本務職員はもともとあった条例と別にコロナ規則を作って、その規則の中に書いているので入口が違う。

(組合)

そう。それ前も見っていて、いろいろ聞いたが。職種を明記しているのは、今すでにある。出ているか。

(市)

技労だけ別だと思っていただいたらいいかなど。

一般職員の分はもうコロナの方の規則で全部規定はされていて、技労の分だけが別の規定にどうしてもなってしまうので、技労が対象になる分については、両方規定しにしているようなイメージ。

(組合)

はい。大丈夫。わかった。ありがとう。